

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年2月15日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

議案「沖縄県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する
条例」に対する意見

議案「沖縄県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

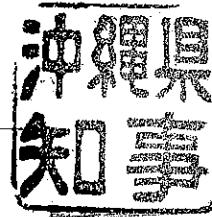


教県第 20449 号

平成 18 年 2 月 9 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事
稲嶺 恵



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条に基づき、別紙議案「沖縄県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の 一部を改正する条例（案）

平成18年2月議会（定例会）

教育庁県立学校教育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 中等教育の一層の多様化を図るため、中高一貫教育が平成11年4月から制度化されており、教育改革プログラム（文部省平成11年9月改訂）において「当面、高等学校の通学範囲に少なくとも1校整備されること」との整備目標が示されたことから、県教育委員会では平成14年度を初年度とする「沖縄県立高等学校編成整備計画」の中で、中高一貫教育の推進を図ることとした。
- (2) 当該計画では、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒や保護者の選択の幅を広げるとともに、6年間の中高一貫教育でゆとりのある教育の実施、幅広い年齢集団による学校生活、多彩で豊かな教育を展開することにより個性や創造性を一層伸ばすことを目指して各地域の特性にあった中高一貫教育校を設置するとしている。
- (3) 与勝地域においては、併設型中高一貫教育校を設置することにより、地域活性化の拠点校としての役割を一層充実させる必要があることから県立学校として与勝縁が丘中学校を設置するため、条例を改正する必要がある。
- (4) 沖縄県立鏡が丘養護学校の住居表示変更に伴い、同校の位置を改めるため、条例を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立与勝縁が丘中学校を設置することに伴い、所要の改正を行う。（第1条及び第2条関係）
- (2) 沖縄県立鏡が丘養護学校の位置を改める。（別表第2関係）
- (3) 沖縄県立与勝縁が丘中学校の名称及び位置を定める。（別表第3関係）

(4) 施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日。ただし、(2)については、公布の日

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2 第1項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整中

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文
- (3) その他参考となる資料

乙第28号議案

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び養護学校」を「、養護学校及び中学校」に改める。

第2条中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改める。

別表第2中「浦添市字当山750番地」を「浦添市当山三丁目2番7号」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第3（中学校）（第2条関係）

名 称	位 置
沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

平成18年2月15日提出

沖縄県知事 稲嶺惠一

理 由

沖縄県立与勝緑が丘中学校を設置するとともに、所要の改正を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>(設置) 第1条 県に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び中学校（以下「県立高等学校」という）を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 県立学校の名称及び位置は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>別表第2（盲学校、ろう学校及び養護学校）（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立沖縄盲学校 略</td> <td>南風原町字兼城437番地 略</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立鏡が丘養護学校 略</td> <td>浦添市当山三丁目2番7号 略</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立沖縄高等養護学校</td> <td>うるま市字田場1243番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（中学校）（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立与勝緑が丘中学校</td> <td>うるま市勝連平安名3248番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	沖縄県立沖縄盲学校 略	南風原町字兼城437番地 略	沖縄県立鏡が丘養護学校 略	浦添市当山三丁目2番7号 略	沖縄県立沖縄高等養護学校	うるま市字田場1243番地	名 称	位 置	沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地	<p>(設置) 第1条 県に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「県立学校」という）を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 県立学校の名称及び位置は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>別表第2（盲学校、ろう学校及び養護学校）（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立沖縄盲学校 略</td> <td>南風原町字兼城437番地 略</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立鏡が丘養護学校 略</td> <td>浦添市当山三丁目2番7号 略</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立沖縄高等養護学校</td> <td>うるま市字田場1243番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（中学校）（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県立与勝緑が丘中学校</td> <td>うるま市勝連平安名3248番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	沖縄県立沖縄盲学校 略	南風原町字兼城437番地 略	沖縄県立鏡が丘養護学校 略	浦添市当山三丁目2番7号 略	沖縄県立沖縄高等養護学校	うるま市字田場1243番地	名 称	位 置	沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地
名 称	位 置																								
沖縄県立沖縄盲学校 略	南風原町字兼城437番地 略																								
沖縄県立鏡が丘養護学校 略	浦添市当山三丁目2番7号 略																								
沖縄県立沖縄高等養護学校	うるま市字田場1243番地																								
名 称	位 置																								
沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地																								
名 称	位 置																								
沖縄県立沖縄盲学校 略	南風原町字兼城437番地 略																								
沖縄県立鏡が丘養護学校 略	浦添市当山三丁目2番7号 略																								
沖縄県立沖縄高等養護学校	うるま市字田場1243番地																								
名 称	位 置																								
沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地																								

(注) 対照箇所にアンダーラインを引くこと。